

(7) 3,000 m²程度規模の事業所の移転を3回以上指揮した経験を有するものを、当該委託の責任者（1名）及び担当者（1名以上）とすることができること（やむなく責任者及び担当者の変更がある場合には、当該条件を満たす他の者への変更に対応可能であること）（従事したことを証明する書類を提出すること）。

(8) 現場作業員のうち最低10名については、3,000 m²程度規模の事務所の移転において、中核を担う役割を与えられた経験を有する者とすることができること（従事したことを証明する書類を提出すること）。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

また、入札説明書は札幌市交通局ホームページの入札契約情報のページにおいてもダウンロードすることができる。

(2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年10月20日(火)17時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

〒060-0042 札幌市中央区大通西2丁目9

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

(3) 開札の日時及び場所

令和8年10月21日(水)10時02分

札幌市中央区大通西2丁目9 3階入札室

(4) 入札書の提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札

(1名)及び担当者(1名以上)とすることができること(やむなく責任者及び担当者の変更がある場合には、当該条件を満たす他の者への変更に対応可能であること)(従事したことを証明する書類を提出すること)。

- (8) 作業員及び作業をサポートする者のうち最低10名については、3,000㎡程度規模の事務所の移転において、中核を担う役割を与えられた経験を有する者とすることができること(従事したことを証明する書類を提出すること)。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

また、入札説明書は札幌市交通局ホームページの入札契約情報のページにおいてもダウンロードすることができる。

- (2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年10月20日(火)17時00分(送付の場合は必着のこと。)

イ 提出場所

〒060-0042 札幌市中央区大通西2丁目9

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

- (3) 開札の日時及び場所

令和8年10月21日(水)10時02分

札幌市中央区大通西2丁目9 3階入札室

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

(7) 3,000 m²程度規模の事業所の移転を3回以上指揮した経験を有するものを、当該委託の責任者（1名）及び担当者（1名以上）とすることができること（やむなく責任者及び担当者の変更がある場合には、当該条件を満たす他の者への変更に対応可能であること）（従事したことを証明する書類を提出すること）。

(8) 現場作業員のうち最低10名については、3,000 m²程度規模の事務所の移転において、中核を担う役割を与えられた経験を有する者とすることができること（従事したことを証明する書類を提出すること）。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

令和8年10月21日(水)10時02分

札幌市中央区大通西2丁目9 3階入札室

(3) 入札書の提出

入札参加者は、入札書を次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書の提出期限及び提出先

(ア) 提出期限

令和8年10月20日(火)17時00分（送付の場合は必着のこと。）

(イ) 提出場所

〒060-0042 札幌市中央区大通西2丁目9

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

イ 提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出にあたっての留意事項

(ア) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務の名称を記載すること。外封筒（送付用封筒）には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、『「教習所移転業務」の入札書在中』の旨を記載のうえ、上記アの提出場所あてに提出期限までに必着するよう提出すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず、外封筒（送付用封筒）に入れて送付すること。

(イ) 入札書を直接提出する場合は入札書を封筒に入れ封印し、その封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務の名称を記載し、上記アの提出場所あてに提出期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

(ウ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

(1名)及び担当者(1名以上)とすることができること(やむなく責任者及び担当者の変更がある場合には、当該条件を満たす他の者への変更に対応可能であること)(従事したことを証明する書類を提出すること)。

- (8) 作業員及び作業をサポートする者のうち最低10名については、3,000㎡程度規模の事務所の移転において、中核を担う役割を与えられた経験を有する者としてすることができること(従事したことを証明する書類を提出すること)。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

- (2) 開札の日時及び場所

令和8年10月21日(水)10時02分

札幌市中央区大通西2丁目9 3階入札室

- (3) 入札書の提出

入札参加者は、入札書を次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書の提出期限及び提出先

- (ア) 提出期限

令和8年10月20日(火)17時00分(送付の場合は必着のこと。)

- (イ) 提出場所

〒060-0042 札幌市中央区大通西2丁目9

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

イ 提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び業務の名称を記載すること。外封筒(送付用封筒)には入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載し、『「教習所移転業務」の入札書在中』の旨を記載のうえ、上記アの提出場所あてに提出期限までに必着するよう提出すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず、外封筒(送付用封筒)に入れて送付すること。

- (イ) 入札書を直接提出する場合は入札書を封筒に入れ封印し、その封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び業務の名称を記載し、上記アの提出場所あてに提出期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

- (ウ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限